



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

資料3-1

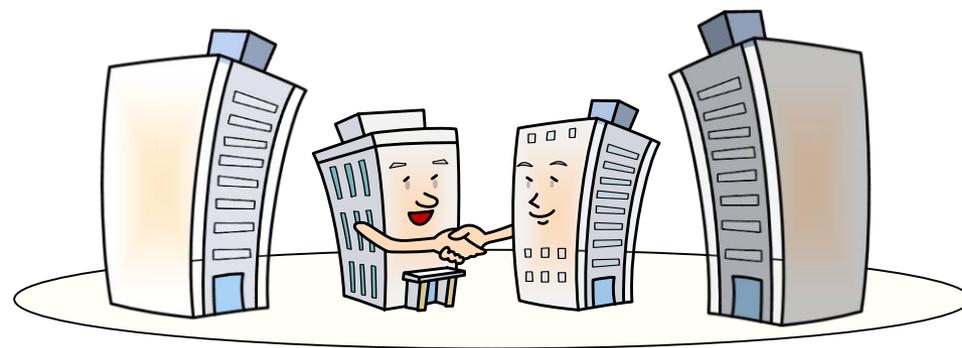
平成30年12月19日 地方施策協議会資料

地方基盤企業の統合等について

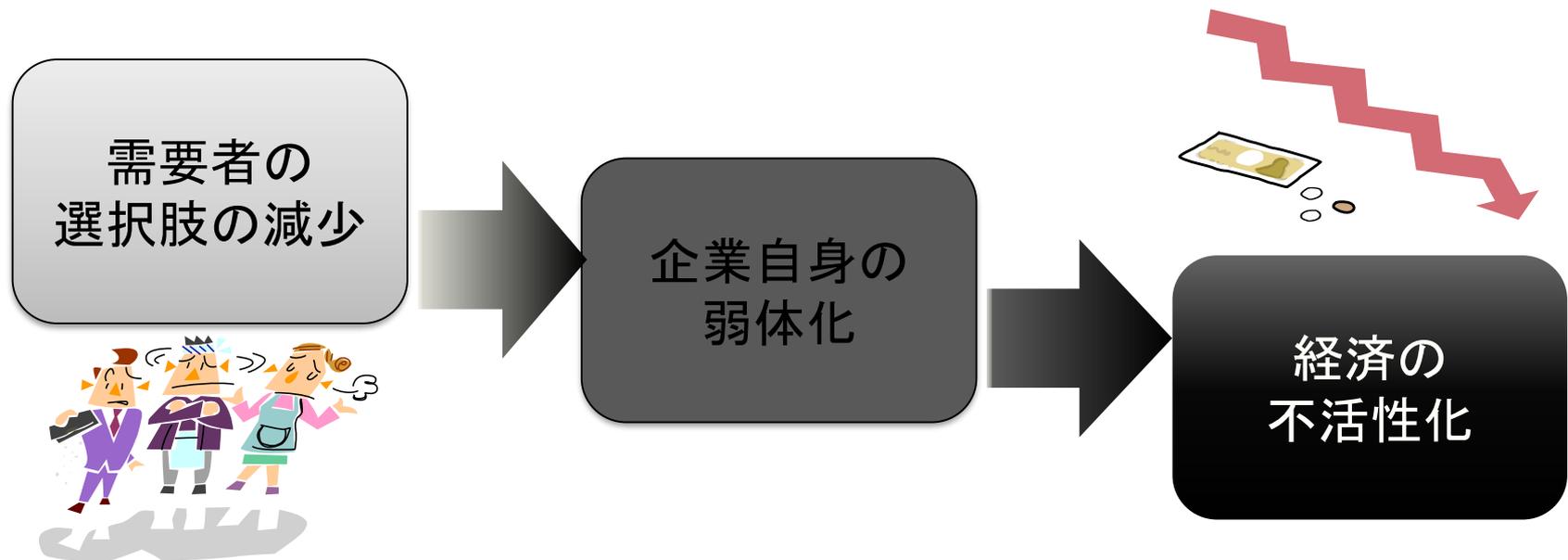
公正取引委員会事務総局

○ 公正取引委員会は、地方銀行等の地方基盤企業の統合自体を否定するものではない。

→ 統合には生産性向上等の**競争促進的な面**もあり、
需要者にとってメリットとなり得るものである。



- 一方で、統合により需要者の選択肢が無くなり競争が失われてしまう場合、需要者が不利益を被るだけでなく、需要に適切に対応しようとする企業のインセンティブが失われ、その結果、企業自身の力が弱まり、ひいては経済の活性化を妨げることになる。



→ このような統合については、競争回復のための措置により、競争環境を維持することが必要。

※日本企業に関連する企業結合は
年間2500~3000件程
※外国企業同士の企業結合も審査対象

企業結合審査の流れ

審査対象
企業結合

公正取引委員会への届出の対象となるか否かの判断

一定の規模を超えない企業結合については、公正取引委員会への事前届出は不要
例: 合併について①国内売上高合計額200億円超の会社と②国内売上高合計額50億円超の会社が合併するとき届出が必要

届出不要

届出案件
年間300件程

一定の取引分野の画定・セーフハーバー該当性の判断

当事会社が供給する商品・役務ごとに、需要者にとってどの範囲の商品・役務が代替的なのか(商品・役務範囲)、当該商品・役務についてどの地域の供給者から調達できるか(地理的範囲)という観点から、競争の実態に即して一定の取引分野(市場)の範囲を画定

HHI(寡占度の指標)等が一定以下の場合、セーフハーバーに該当し、競争を実質的に制限することとはならないと判断

セーフハーバー
該当

セーフハーバー
非該当案件
年間200件程

一定の取引分野における競争の実質的制限の判断

セーフハーバーに該当しない場合は、当事会社間の競争の状況、競争者の供給余力、輸入圧力、参入の可能性、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力、効率性等について分析の上、競争の実質的制限について判断

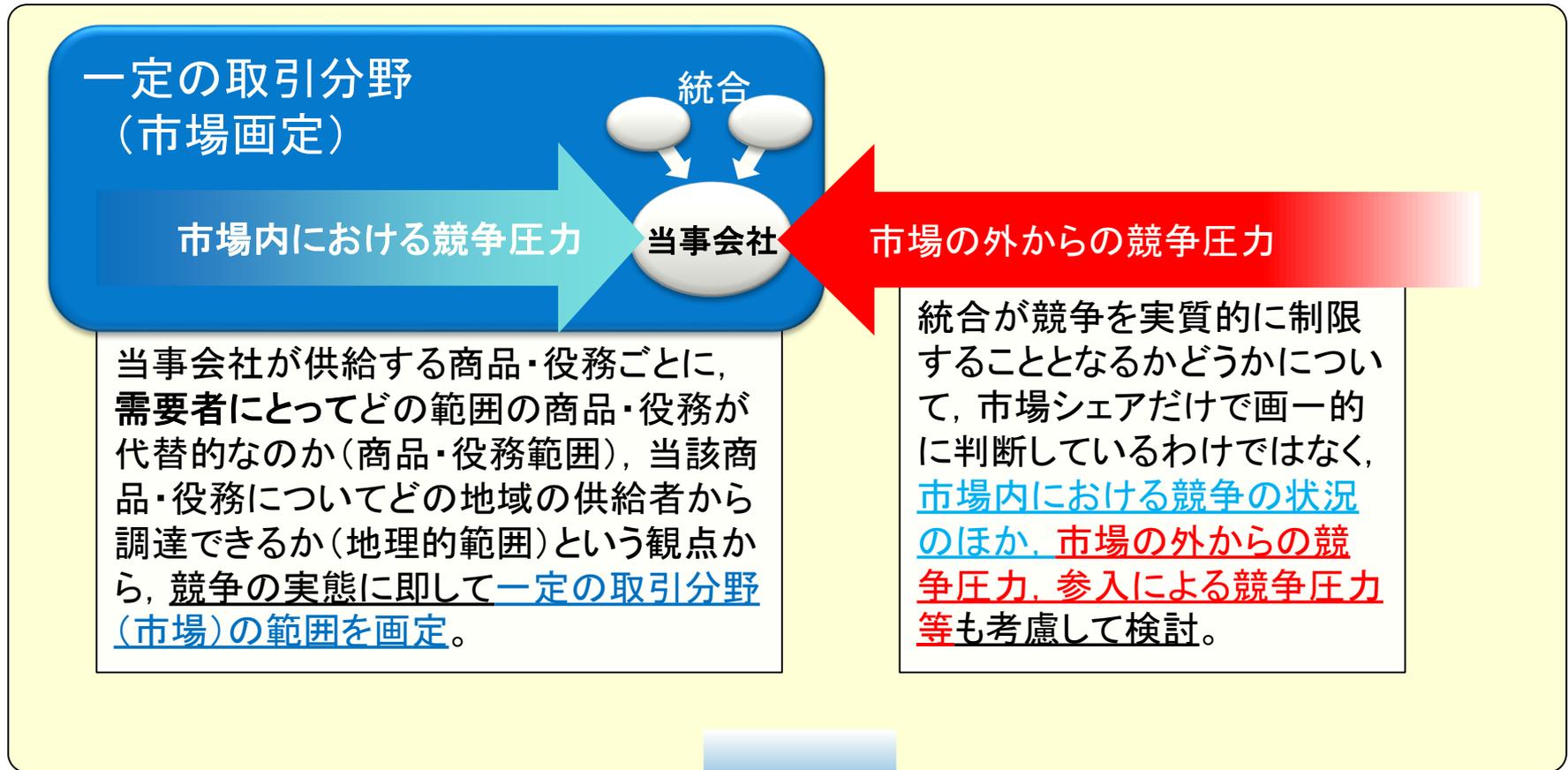
競争の
実質的制限
なし

年間
5件
程

問題解消措置についての判断

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合であっても、当事会社から問題解消措置の提案があれば、これを前提に改めて検討・判断

競争の
実質的制限
なし



株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得については、債権譲渡により県外の金融機関の顧客基盤が強化され、有効な競争圧力となることから統合を承認。

※ 企業結合審査を行う際の考え方については、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」として公表。

類型1 地域経済が縮小する中、企業が事業活動の対象地域を拡大し、又は、新たな事業分野に進出して、収益機会を拡大し、経営基盤を強化するために行う統合については、基本的に独占禁止法上の問題が生じることはない。

地方銀行

営業地域を拡大し、又は、フィンテック等を活用した新たなビジネスに進出するために統合する場合

乗合バス

競争関係になかった隣接地域等の乗合バスと統合する場合

類型2

市場に有力な競争事業者が存在するなど、顧客の選択肢が確保される場合には、統合により独占禁止法上の問題が生じることはない。

→ 統合案件のほとんどは、上記の2つのタイプのいずれかに該当。
(最近10年間の地方銀行の統合案件16件のうち15件、地域交通の統合案件2件のうち2件がこれらに該当。詳細については参考資料2頁及び3頁参照。)

類型3 市場が縮小し、複数の事業者が持続的に存在することができず、統合しなければ地域にとって必要なサービスの提供を維持できなくなる場合、企業結合を問題とすることはない。

地方銀行

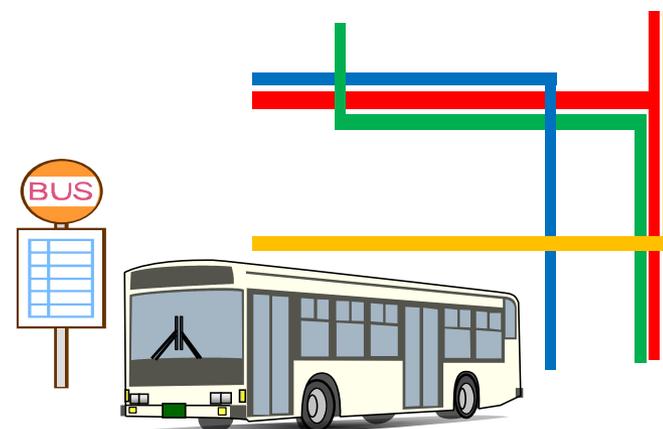
市場が縮小するなどにより、ある地方銀行の経営が困難になり、信用秩序の動揺や地域経済全体への悪影響の広がりを避けるためには、他の特定の金融機関と統合するほかにない場合

乗合バス

市場の規模が小さいため、複数の事業者による競争が持続困難な場合

○ 公正取引委員会は、乗合バスの事業者の業務提携自体を否定するものではない。

→ 業務提携には生産性向上等の**競争促進的な面**もあり、利用者にとってメリットとなり得るものである。



複数の事業者が競争的にサービスを提供することが困難な場合

- ある市場において、複数の事業者が運行しているが、市場の規模が小さいため、複数の事業者による競争が持続困難な場合には、業務提携は独占禁止法上問題とならない。
- 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる生活路線を維持するために、道路運送法に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、協定を締結して運賃プールを含む共同経営を行うことができる(独占禁止法の適用除外)。

複数の事業者が競争的にサービスを提供することが可能な場合

- 旅客の利便の増進を目的とする運行時刻の調整，定期乗車券の共通使用，共通乗車券，連絡運輸，連絡運輸に付随して行われる運賃の計算・収受・配分，バスターミナル等の設備の共用は，通常，事業者間の競争を制限しないことから，独占禁止法上問題とならない。

路線網の再編

- 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる生活路線を維持するために，地域の複数の事業者が，自治体も交えて路線網の再編に共同で取り組むことは，再編後に，複数の事業者が競争的にサービスを提供することができる路線において，競争が維持される場合には，独占禁止法上問題とならない。